

令和 4 年度第 10 回庁議提案 審議・報告・その他  
 提出 日：令和 4 年 8 月 23 日  
 担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線 5029〕

① 件 名
仙台市教育委員会との夜間学級に関する協定の締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】        様々な理由により義務教育を終了できなかった方や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方、また本国で義務教育を修了していない外国籍の方などの「改めて学びたい」という思いに応えるため、全国的に夜間学級が開設されている状況にある。</p> <p>仙台市教育委員会でも、令和 5 年 4 月から仙台市立南小泉中学校に夜間学級を設置することとなり、併せて、仙台市以外の市町村教育委員会が仙台市教育委員会と協定を締結することで、当該市町村に在住の者でも夜間学級への入学が可能となった。</p> <p>【目的】        上記に該当する方々の「改めて学びたい」という思いに応えられる教育環境を整えるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】        義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】        第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち        第 1 節 安全に安心して学ぶための教育環境整備の推進        1 充実した教育を行うための環境を整備する</p> <p>〔第 2 期石巻市教育振興基本計画〕        施策目標 1 安全に安全して学べる教育環境整備の推進        基本施策 3 学習機会の平等</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 4 月 第 1 回夜間中学開設に向けた会議（オンライン）        6 月 第 2 回夜間中学開設に向けた会議（オンライン）        7 月 仙台市教育委員会と協定締結</p>
⑤ 主な内容
<p>1. 入学の許可        仙台市教育委員会において入学手続きを行い、審査の上石巻市に住民登録を行っている者の入学を許可したときは石巻市に通知する。</p> <p>2. 費用負担        夜間学級の運営費のうち、教職員人件費以外の実費から国庫支出金及び地方交付税措置相当額を差引いた額を按分基礎額として決定する。        按分基礎額のうち、石巻市に住民登録を行っている生徒数の比率に応じた額を、指定する期日までに仙台市教育委員会に対し納入する。</p> <p>3. 有効期限        協定締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで。以降、1 年ごとに自動更新。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 協定を締結することにより、学習機会の平等を確保することができる。</p> <p>【市財政への負担】 令和5年度は、地方財政措置があるため、市町村の費用負担はない予定。 令和6年度からは、「按分基礎額÷夜間学級在籍人数×石巻市在住の夜間学級在籍人数」の費用負担が必要。 ※1学期は9月1日現在、2学期は2月1日現在で居住する市町村が負担する。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>県内すべての自治体が、夜間学級開設の趣旨に賛同し、協定を締結または締結する見込みである。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和4年8月27日～11月30日 入学募集の受付（予定）</p>
<p>⑨ その他</p>
<p>令和5年度募集人数 1年生20人程度 入学予定者の決定は、出願書類および個別面談の結果をもとに総合的に審査する。 （令和5年1月末日決定予定）</p>